

別表8（認定品目：再生砂）

認定基準	
項目	基準
①対象資材	再生資源を含有した砂を対象とする。
②品質性能	<ul style="list-style-type: none"> ・次の基準に適合していること。 1) 品質、粒度範囲、物理的特性等 別表8-1の基準に適合すること。 2) 用途 別表8-2の利用用途とする。
③品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 1. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 2. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
④再生資源の含有率	<p>別表8-3に掲げる再生資源を、製品の重量比で別表8-3に掲げる「含有率」以上含有しており、かつ、これら以外の再生資源を含有していないこと。</p> <p>別表8-3に掲げる再生資源以外のものを加える場合は、新材（天然砂）のみであること。なお、その材質は、良質な山砂または川砂とする。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
⑤環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> 1. 原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 2. 原則として製品または原料（再生資源）が溶出量基準Ⅰ群の基準に適合していること。 3. 一般廃棄物溶融スラグ及び石炭灰（クリンカアッシュ）を再生資源として使用する場合は、製品または原料（再生資源）が溶出量基準Ⅱ群及び含有量基準群の基準に適合していること。 4. 砕砂ダスト及びコンクリート塊を再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> 1. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、環境負荷低減効果があること。 2. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表8-4に定める項目について、環境負荷が増大しないこと。

別表8-1 再生砂の基準（品質、粒度範囲、物理的特性等）

・品質、粒度範囲及び物理的特性		
土質材料中分類※1	最大粒径	細粒分含有率（75μm以下） （JIS A 1103）
砂（S）、礫質砂（SG）、 砂質礫（GS）	10mm以下	15.0%以下
※1：土質材料中分類は、JGS 0051（地盤材料の工学的分類方法：土質工学会基準）による。なお、試験方法はJIS A 1204（土の粒度試験方法）による。		

別表8-2 再生砂の区分、用途

用 途
上下水道管又は電線管等を敷設した後、埋め戻しとして使用されるもの。

別表8-3 再生資源の分類区分別の含有基準

再生資源の分類区分	含有率（重量%）
・砕砂ダスト	30%以上
・廃ガラス ・陶磁器くず（陶器がわら含む、レンガを除く）	50%以上
・石炭灰（クリンカアッシュ） ・コンクリート塊 ・一般廃棄物溶融スラグ	70%以上

注）表中に示す含有率以上の再生資源を含有している必要がある。

別表8-4 環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 2. 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 3. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 4. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 5. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 6. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	--